

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年10月12日 開会

令和2年10月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年10月12日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

農業委員出席委員

2番 宮島孝子	3番 遠藤恒男	4番 望月三千夫
6番 佐野正	7番 千頭和栄一	8番 石川邦彦
9番 佐野公洋	10番 松下善洋	11番 村松義正
12番 植松眞二	13番 齊藤学	14番 石川嘉章
15番 朝比奈美芳	16番 杉浦徳子	17番 植竹繁
18番 後藤文隆	19番 松永孝男	

欠席委員

1番 佐野芳弘 5番 赤池勝

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩川金彦	3番 佐野三男	5番 佐野均
6番 村松慎一	8番 加藤文男	9番 望月義雄
10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎	12番 佐野強
13番 近藤雅隆		

欠席委員

1番 佐野俊英 4番 遠藤光浩 7番 土井一彦

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	伊藤孝彦
主事	大瀧美緒		

議長 会長 望月三千夫

それでは、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に入る前に、5番 赤池勝委員から本日の会議を欠席する旨の申し出がありましたので、報告申し上げます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

今若干1名が見えませんが、連絡がありませんからじきに見えると思います。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の会議につきましては、コロナ渦のため事務局からの説明は簡潔に行い、委員の皆さんは発言等ある場合は挙手をお願いします。

それから、今1番の佐野芳弘委員が欠席ということの連絡がありました。

議事に先立ちまして、令和2年9月11日から令和2年10月9日までの間における農地法の規定による申請（届出）につきまして、取り下げ・取り消し願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地法の規定による申請（届出）について、取り下げ・取り消し願の処理状況を御覧ください。

第1項、上条■■■■、田、299平方メートルについて、平成11年3月19日に申請者が駐車場兼資材置場を目的とした農地法第4条許可決定がなされましたが、都合により取り消し願が提出されました。本総会に5条による許可申請が提出されております。

説明は以上です。

議長

処理状況でありますので、報告とさせていただきます。

それでは「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署人は、12番 植松眞二委員、13番 齊藤学委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署人に、12番 植松眞二委員、13番 齊藤学委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第55号から議第63号です。

初めに、報第55号から報第60号までを一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年8月21日から9月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページ、2ページを御覧ください。

報第55号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が5件提出されました。

続きまして、議案の3ページ、4ページを御覧ください。

報第56号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の5ページ、6ページを御覧ください。

報第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

報第58号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする、転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、駐車場25台から駐車場10台及び住宅への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

報第59号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから10ページを御覧ください。

報第60号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

報告については、以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第55号から報第60号まで報告済みとします。

次に、議第59号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の11ページを御覧ください。

議第59号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は、株式会社丸芳の東に位置する農地です。

受人青木の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、水稻を栽培する計画です。受人は現在85歳、耕作面積は許可後4,642.2平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は上野出張所の東に位置する農地です。

受人上条の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借権設定です。水稻を栽培する計画です。受人は現在76歳、耕作面積は許可後3,323平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項から第5項は同一受人の案件であるため、一括して説明します。
新規就農案件です。

別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は中部紙工の東に位置する農地です。

受人栗倉の■■■■さんと渡人、第3項は■■■■さん、第4項は■■■■さん、第5項は■■■■さんとの使用貸借契約です。受人は以前から農業に興味を持ち、自己所有地の近隣で耕作放棄されていた申請地を借り受け、1年ほど経験されたので、正式に手続をとりたく申請に至ったとのことです。野菜を栽培し、知人の飲食業者への販売やネットでの販売を計画しているとのことです。受人は現在60歳、耕作面積は許可後6,169平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は3名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は富士フィルム南西800メートルに位置する農地です。

受人合同会社■■■■と渡人■■■■さんとの契約で、営農型太陽光発電設備を設置するための区分地上権を設定するものです。あわせて、農地法5条の許可申請が提出されております。事業の内容につきましては、後ほど議第61号にて審議いただきます。

続きまして第7項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は井出鉄工所の北に位置する農地です。

受人の御殿場で農家民宿を営む■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。野菜を栽培する計画です。申請者は5月に両方で別の土地の売買を行っておりますが、今般渡人から高齢で後継者もなく継続困難のため申し出があり、申請に至りました。受人は現在69歳、耕作面積は許可後1万261平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第8項を御覧ください。別冊航空写真は6ページから10ページになります。

申請地はそれぞれ、航空写真6ページの畜産技術研究所の東、7ページの日本盲導犬総合センターの東及び南、8ページの広見公民館の南、9ページの荻平公民館の東、10ページの富士宮養鶏団地組合の北に位置する農地になります。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんは親子で、酪農を営んでいますが、今般経営を息子に移譲するため使用貸借により権利設定するもので、申請地では引き続き牧草を栽培する計画です。受人は現在31歳、耕作面積は同一世帯内での権利設定のため許可前と同じ6万7,911平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第9項及び第10項を御覧ください。

同一受人の案件ですので、一括して説明します。

新規就農案件です。

別冊航空写真は11ページから13ページになります。

申請地はそれぞれ、第9項につきましては航空写真11ページの富士丘公民館の北、第10項につきましては、12ページのあさぎりフードパークの南、それから13ページの富士丘公民館の東に位置する農地になります。

第9項の渡人■■■■さんと第10項の渡人■■■■さんは親子で、現在酪農を営んでおりますが、今般息子が設立した法人、株式会社■■■■に経営を移譲したく申請に至りました。使用貸借権を設定し、申請地では引き続き牧草を栽培する計画です。受人は農地所有適格法人で、耕作面積は許可後15万2,276.76平方メートル、稼働人員は4名です。

以上、第6項を除く第1項から第10項までの申請について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

第6項につきましては、農地法第3条第2項ただし書にある不許可の例外となる区分地上権の設定に該当するため、こちらも問題ないと判断しました。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項、4項、5項、9項及び10項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第3項、4項、5項の調査結果について、一括して報告します。

10月7日、受人、事務局職員1名と現地では話を聞きました。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。受人は3項から5項の土地を借り受け、新規就農をする者であります。実際には昨年より借り受け、自然農法による野菜の栽培を行っているということで、調査をしたときにも大根、キャベツ、白菜等が植えつけられておりました。周辺農地における影響や農地の効率的な利用の問題もありません。農機具の保有、労働力も確保されており、技術面につきましては、前農業委員の佐野さんや近隣の耕作者から指導を受けているとのことでした。栽培した野菜についても販路は確保されているようであります。

申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いたします。

17番 植竹繁委員

ただいま審議中の9項、10項について説明をさせていただきます。

今事務局から説明がありましたように、息子が父親の農地と本人所有の農地を株式会社化して利用したいということでありました。取締役は息子本人で、15年酪農に従事しているということでした。今後も一生懸命頑張りますということで、事務局の説明どおり問題ないと思われまので、審議のほどよろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっとよろしいですか。

3項から5項、稼働人員が3人、それから9項、10項で稼働人員が4名ってありますけど、これは親子ですか、使用人はいるんですか。

初めに、5項のほうから。

9番 佐野公洋委員

知人ということでした。

議長

分かりました。

では、9項。4人だけど、内訳は親子、それとも息子さんとか。

17番 植竹繁委員

息子本人が取締役になりまして、母親、従業員が2名、計4名ということでありました。

議長

はい、分かりました。

ほかにはございませんか。

〔挙手なし〕

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第59号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第60号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の15ページ、16ページを御覧ください。

議第60号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項から第3項及び別冊航空写真14ページから17ページを御覧ください。

申請者が同一のため、一括して説明します。

第1項山本■■■■の内、畑2. 10平方メートル、第2項星山■■■■の内、畑1. 79平方メートル、第3項の貫戸■■■■の内、畑2. 14平方メートルにつきまして、申請人が支柱部分面積を営農型太陽光発電設備に転用したいというものです。

申請者は主に山本で約3ヘクタールの農地を管理している認定農業者です。既にほかの茶畑での営農型太陽光事業を始めていて、収量、成分ともに著しい劣化が見られず、現状の営農状況に問題はありません。

申請地は、第1項は高原区公会堂から東へ約300メートルに位置する第2種農地、第2項は星山2区区民館から南へ約400メートル、星山グリーンタウン向かいに位置する農用地、第3項は貫戸区民館から南へ約750メートルに位置する第2種農地となります。

いずれも平成30年5月15日付、農振第78号による「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、認定農業者により設置されているこの案件が承認された場合には、一時転用期間が10年以内となります。

審査したところ、ほかに代替性のある土地はなく、転用期間中も耕作を継続すると認められること、支柱は容易に撤去が可能であること、面積も必要最小限と認められること、下部の農地での効率的な営農が認められなくなった際に設備の撤去に必要な資力・信用が認められることなどから、許可相当であると判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項から3項まで同一申請人のため、まとめて報告いたします。

10月8日、9時半、現地で事務局3名、申請者と私の5人で話を聞きました。申請人はお茶農家で、最近の茶価低迷により茶業収益の減少を補うために営農型太陽光発電設備により売電収

入を得て、茶業経営を安定させようというものです。既に現在まで大型太陽光発電設備の支柱を利用して、被覆茶の栽培などを行い、実績を上げております。

1項から3項まで事務局より説明のあったとおりで問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

議長

お茶のほうは、なかなか被覆の関係でいいみたいですね。

18番 後藤文隆委員

お茶の場合はいいですね。

議長

ほかの作物は余りよくないですね。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第60号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり処理することに決定されました。

議第61号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の17ページから19ページを御覧ください。

議第61号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真18ページを御覧ください。

大中里■■■■の内、畑0.79平方メートルほか2筆につきまして、受人が賃貸借にて支柱部分0.87平方メートルを営農型太陽光発電設備の設置のため一時転用しようとするものです。

下部の農地で耕作をする土地所有者は、主に山本と大中里で約3ヘクタールの農地を管理している認定農業者です。営農型太陽光事業を行えば、霜への対策や茶葉の質の向上が見込まれると考え設置し、この間の収穫量は既に隣地で実施している実績からも、地域の平均的な反収と同等であり、現状の営農状況は低下しておらず、特に問題はありません。

申請地は富士チサンカントリークラブから東へ約400メートルに位置し、第2種農地に区分されます。

平成30年5月15日付、農振第78号による「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、第2種農地に設置されるこの案件が承認された場合は、一時転用期間が10年以内となります。

申請地の周囲は山林に囲まれており、周辺への影響は軽微であると思われまます。審査したところ、ほかに代替性のある土地はなく、転用期間中も耕作を継続すると認められること、支柱は容

易に撤去が可能であり、面積も必要最小限と認められます。また下部の農地での効率的な営農が認められなくなった際に設置の撤去に必要な資力・信用が認められることなどから、許可相当と判断しました。

続きまして、第2項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

宮原■■■■、畑1, 871平方メートルにつきまして、受人が賃貸借により展示場に転用しようとするものです。

受人は市内村山で造園業を営みながら、花木の展示販売を行っています。しかし現販売所では集客性に乏しく、見込みも薄いことから、地元で交通の便もよい申請地に店舗の建設を計画しました。隣地の宅地と雑種地部分も賃借し、庭園モデルガーデンとして活用したく申請に至ったものです。店舗については土地計画法第43条の許可済みであります。

申請地は総合福祉会館の北約100メートルに位置する、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている第3種農地です。資金は自己資金により確保されており、周囲に影響がないように築造いたします。

続きまして、第3項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

青木■■■■、畑386平方メートルにつきまして、受人が売買により植林転用しようとするものです。

周辺の山林を所有、管理している受人が渡人より、昭和55年頃に申請地の西側に道路が通ってから活用しにくくなり、また高齢で管理が困難との相談を受けたため、周囲の環境に合わせサワラ16本を植林しようとして計画し申請するものです。

申請地は馬見塚コミュニティ広場から南西約300メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地で、資金は自己資金により確保されており、周囲に影響がないように配慮いたします。

続きまして、第4項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

村山■■■■、畑2, 221平方メートルにつきまして、受人が地上権を設定し、太陽光発電設備に転用するものです。受人はかねてより太陽光発電設備に興味があり、業者に相談し、紹介を受け本申請地を検討し、近隣に住宅が少なく日当たりも良好であるため申請に至ったものです。

申請地は富士根北中学校から南西約200メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地になります。資金は融資により確保されており、全体をフェンスで囲い、周辺への影響がないように配慮し設置します。

続きまして、第5項及び別冊航空写真22ページを御覧ください。

北山■■■■、田40平方メートルほか1筆につきまして、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。

受人夫婦は市内のアパートにて家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、妻の父が所有する申請地を使用貸借し住宅を建築することとなり、申請に至ったものです。

申請地は北山2区コミュニティ広場から西へ約100メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は融資により確保されており、被害防除措置を行い、周辺への影響がないように配慮します。

続きまして、第6項及び別冊航空写真23ページを御覧ください。

北山■■■■、畑141平方メートルほか7筆につきまして、受人が売買により工場用地に転用しようとするものです。

受人は液体を粉末にする装置の設計、製造、設置施工業を営む法人です。現在、外神東町に工場敷地を借用していますが、手狭となったことと事業拡大のため、敷地面積、交通の利便性、取引先からの搬入・搬出経路に本申請地が最適地であるため、転用したく申請するものです。

申請地は北山インターチェンジから約400メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地になります。資金は融資により確保されており、個別法については担当課と協議済みで、敷地内の官地払い下げの申請中でもあります。計画に問題はなく、周辺は道路、宅地と農地で、周辺への影響がないように配慮して設置いたします。

続きまして、第7項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

馬見塚■■■■、畑925平方メートルにつきまして、受人が売買により境内地に転用しようとするものです。

申請地は受人の境内地に囲まれた中で登記地目が畑ですが、現況は境内地の一部となっており農地としての活用はできず、渡人も高齢で管理が困難ということで、受人と相談し申請するものです。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は自己資金により確保されていて、周辺は受人所有の境内地に囲まれており、特に影響はないものと思われまます。

続きまして、第8項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

上条■■■■、田299平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により住宅敷地の拡張として転用しようとするものです。

申請地は平成11年3月19日、富農用第4号許可番号10-37号にて駐車場兼資材置場として転用許可を受けていましたが、先ほどの報告のとおり事情により取り消し願が提出されました。受人は申請地の隣地にある分家住宅に住んでおり、子供が車を所有した頃から、車庫・カーポートを設置し利用していました。その際に転用手続きをせずに今日に至ってしまい、追認となりますが申請するものです。

申請地は大石寺大坊から東約100メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。追認のため資金は発生せず、周辺への影響はありません。

続きまして、第9項及び別冊航空写真、同じく25ページを御覧ください。

上条■■■■、田23平方メートルにつきまして、受人が交換により住宅敷地の拡張として転用しようとするものです。

受人が所有する分家住宅の増築を計画し測量したところ、建物の一部が渡人の所有する農地の一部にかかっていることが判明しました。渡人と協議し、分家住宅敷地の一部、23平方メートルと交換することとなり、申請するものです。

申請地は大石寺大坊から東へ約100メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は発生せず、周辺への影響はありません。

続きまして、第10項及び別冊航空写真26ページを御覧ください。

精進川■■■■、田299平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により分家住宅として転用しようとするものです。

受人は本家で親世帯と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、将来のことも考え、父親が所有する申請地を使用貸借し住宅を建築することとなり、申請に至ったものです。

申請地は上条上区区民館から西へ約200メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種です。資金は融資により確保されており、申請地北側、西側は農地ですが、周囲には見切りを設置し、影響のないように配慮し建築します。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち1項及び4項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

15番 朝比奈美芳委員

ただいま審議中の第1項について、現地調査報告をいたします。

受人の■■■■は、渡人■■■■さんのお茶畑で営農型太陽光発電を実施するんですが、受人は既に4年前から隣接して営農型太陽光発電を実施しており、今回はある意味では増設するようなイメージとだけいただければ結構です。

現地調査は10月6日、午後1時半に事務局から深川さん、大瀧さんの2名と農業委員の後藤さん、それから■■■■の■■さんと私の5名で実施いたしました。申請の詳細等は、先ほど事務局のほうから御報告があったとおりです。該当のお茶畑はお茶全体がきれいに管理されています。また、再生可能エネルギー発電設備事業についての市のガイドラインに外れることなく実施しております。周囲は農地がなく山林のみですが、周囲の影響はないと思われ、先ほどの議第59号6項の第3条、許可申請の区分地上権を含めて問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

11番 村松義正委員

ただいま審議中の第4項の報告をいたします。

10月5日に申請地で行政書士、事務局2名、遠藤農業委員、村松推進委員、私で話を聞きました。詳細は事務局がお話ししたとおりです。あと、区長と周辺の説明は終わっております。先ほど事務局から話があったように、設置場所には被害防止のためフェンスを行うということです。

そして周辺の農地にも影響はなく、申請書のとおり問題ありませんので御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

今の村山の日影林ですが、現況は畑ですが耕作していないわけですね。

11番 村松義正委員

もう畑にはできません。結構荒れてます。やっってもらうにはちょうどいいと思います。

議長

東へ向いて斜面になっているんですかね、ここは。

11番 村松義正委員

平らです。周りは大きい山はそれほどないので、ちょうどいい場所です。

議長

隣に住宅があるんだけど、苦情は出ませんね。

11番 村松義正委員

苦情は出ないですね。1軒前は、申請の人の実家です。もう一方は新家と思います。

議長

はい、分かりました。

ほかに御質問のある方。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第61号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の20ページを御覧ください。

訂正をお願いします。

第1項の建築面積が529.81平方メートルとなっておりますが、801.31平方メートルの誤りでしたので、訂正をお願いいたします。

議第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりであったので審議を求める。

なお、本件に係る静岡県農業会議ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真の27ページを御覧ください。

猪之頭■■■■、畑2, 195平方メートルほか4筆につきまして、受人が公園及び野営場として申請するものです。農地面積は1万969平方メートル、農地以外の地目を含めた全体計画面積は1万3,692.09平方メートルです。

受人は食肉販売や肉製品の加工販売を主に営む法人です。自然公園法に基づく国立公園内の優れた自然環境の有効活用と保全のため、自然公園法特別地域内の公園事業として園地事業及び野営事業を実施したく計画しました。

環境省より富士箱根伊豆国立公園事業として、園地事業及び野営事業を実施するための告示を受けております。それと環境省に提出する特別区域内許可申請書について、国の担当者と計画内容の細部について複数回の協議を継続して行っている状況であり、現在最終段階まできている状況です。また市土地利用事業は既に承認済みで、都市計画法上の公園事業により建築される建築物であるため、開発許可は不要となります。

申請地の北側には、敷地内に地産の食材を使ったレストラン及び厨房、駐車場、四阿を設置し、南側には野営場キャンプエリアとしてログハウス及びテントを8棟設置いたします。また中央部に調整池を2つ設置し、雨水排水対応をし、うち1つは調整池としてのほかにも、形を丸くして鑑賞にも使えるデザインとする予定です。

申請地は静岡県畜産技術試験場の北に位置する小集団の農地で、第2種農地に該当します。資金は自己資金により確保されており、周囲には緑地を配し、環境及び周辺に影響の出ないよう配慮します。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第1項について報告をいたします。

10月5日、午後、代理人の行政書士さん、補助員さん、望月会長、宮島孝子委員、有賀推進委員、事務局2名、私、8名で現地にて事業説明を聞きました。

申請地は後継者も既に亡くなってしまっていて、姉妹3人が高齢のため現在荒廃地となっている状況であります。それを原状回復するには、とても無理とされます。なお申請地北側にはドッグラン施設、南西側は静岡県畜産試験場と隣接しております。東側は国道139号線となっております。計画は1期工区、2期工区と分けてありますけれども、自然公園法特別地域内のため公園事業であり、計画周囲には多くの緑地を配置、被害防除対策を計画しております。周辺住民、猪之頭区民の説明は終わりました、市の土地利用も承認され、環境省の内諾も12回ほど打ち合わせをしておるとのことで、もうじき承認される見込みだということです。

周辺地域の農地に与える影響はなく、申請書のとおりであり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これにつきましては、県の農業会議の審議案件になりますので、私と宮島委員が出席いたしました。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

17番 植竹繁委員

今の説明の中でちょっとよく分からないのが、どこまでが朝霧高原なのかと。自分たちの地域では国道の西方に農家の牛舎や堆肥舎をつくるときには、国道より70メートル離れないと建設許可にならないという案件があるわけですが、今回のこれが認められるということは、それをどういう形でクリアしたらできるのかというのを、分かったら教えていただきたいと思えます。というのも、今後いろいろな形で道路沿いに建物を建てたいという人がいるものですから、その辺を確認したいのでお願いします。

議長

先ほど事務局から説明ありましたが、この両サイドは自然公園法の特別地域なんですよ。だから非常に環境省の審査も厳しいわけですが、ちょっと事務局説明してくれるかな。何でできるのか。

事務局 深川主任主査

本事業が都市計画法第29号第1項第3号の政令で定める建築物（都市計画法施行令第21条第24号）で定める自然公園法第2条第6号に規定する公園事業により建築される建築物に該当するものになるため、開発行為は不要になるということでもあります。

事務局長 中野信男

建物は、70メートルセットバックするの。この建物の配置は。そのところ協議してセットバックなってるのか、そこを知りたいですね。

17番 植竹繁委員

今言われたように、農家やっててもある程度の面積広げると緑地帯つくりなさいって必ず言われるんですよ。そういうことが今言われたので、ある程度理解はしているんです。ただ、それができるのが、いろいろな問題あって、こういうふうにしたらできたよというのがあれば教えてほしいということなんですよ。できる方法を教えてということだけですから。

事務局長 中野信男

実際、配置図なんかセットバックしてるのかな、特にそこは許可案件で。

事務局 深川主任主査

今回は自然公園法による公園事業について建物が建築されることになるため、そういった制限はないものと思います。

17番 植竹繁委員

どういうものが自然公園法の建物に合致してるの。例えば人がそこに住んでレストランやるのはいいのかね。具体的にこういうものはできるけど、こういうものはだめだっていうのが分かれば。

事務局 深川主任主査

今回の事案が住宅とかではなくて、自然公園法に基づく公園事業の中での建物ということなので、特に今回は開発許可は必要としていないということです。

具体的に今回、建てるものはレストランとログハウス、あと野営場の中にテントとバーベキューハウス、屋根だけががついている雨よけのための建物です。

議長

要はあそこは、自然公園法の特別地域になりますので、だから環境省の特別許可が必要なんです。それで、まだ下りたわけじゃないですよ。もう下りるのも確実みたいですけどね。ただその中には、レストランとかバーベキューみたいなのはできるけど、人が住んで営業する施設はだめなんです。だから今の計画では、レストランもできているんです。ただ、そこには人には寝泊まりはしないということで、その点はやっぱり厳しいみたいです。一般的な住宅はだめよということで。

17番 植竹繁委員

そうすると牛舎とか農業用施設は、そこに人が住むことはまずないですけど。

事務局 望月次長兼振興係長

牛舎は当てはまりません。あくまでもこれは公園事業ということで、公園事業で必要なものは認められるということです。

議長

例えば観光農園のようなものだったらできる可能性はありますよね。

事務局 望月次長兼振興係長

そうですね、ですが今回の案件は公園事業ですので、公園事業に該当しないもの、いわゆる先ほど委員さんおっしゃったような畜舎とか牛舎については該当しないということで、あくまでも公園のための必要な設備だけが設置を認められるということになります。

以上です。

議長

端的に言えばね、公園法だけど、特別地域だから非常に厳しいわけですよ。そこで牛を飼ってみんなに見せようかとする、そうもいかないわけですよ。

これは実際現地で説明受けましたら、今こんな時代ですので予定どおりいくかどうかは分からないらしいです。ただ将来的にはできますので、ぜひその節には見てくださいということですが。面積は1万ありますからね、奥が広いですよ。奥のほうは泊まるところができるわけですよ。ほかに御質問のある方。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。農業委員による採決を行います。

議第62号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり処理することに決定いたしました。次に、議第63号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の21ページを御覧ください。

議第63号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について別紙、農用地利用集積計画（案）について説明します。

2枚めくっていただきまして、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数12人、利用権を設定する者の数28人、利用権を設定する農用地の面積は、計10万6,822.67平方メートルです。

全て中間管理事業になります。

利用権の内容について説明します。

1枚めくりまして、4ページを御覧ください。

第1項及び別冊航空写真は28ページを御覧ください。

申請地は杉田で、坂東レディースクリニックの北に位置する農地です。■■■■株式会社への使用貸借権設定で茶の栽培、10年新規です。移転後経営面は3万7,882平方メートルになります。

第2項及び別冊航空写真29ページと30ページを御覧ください。

申請地は星山で、グリーントウン星山台団地の南及び星山浄化センターの西に位置する農地です。黒田の■■■■さんへの使用貸借権設定で茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は9万54.78平方メートルです。

第3項及び別冊航空写真31ページを御覧ください。

申請地は人穴で、富士宮養鶏団地組合の北及び西に位置する農地です。■■■■さんへの賃借権設定で飼料作物の栽培、10年新規です。移転後経営は10万5,760.11平方メートルになります。

第4項及び別冊航空写真32ページを御覧ください。

申請地は馬見塚で、「う宮〜な」を西に行ったところに位置する農地です。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は4万8,735.05平方メートルになります。

第5項及び航空写真33ページを御覧ください。

申請地は麓で、朝霧さわやかパーキングの南に位置する農地です。根原の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規です。移転後経営面積は21万1,791平方メートルになります。

第6項及び航空写真34ページを御覧ください。

申請地は北山で、小野薬品工業の西に位置する農地です。青木の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規です。移転後経営面積は2万947平方メートルになります。

第7項及び別冊航空写真35ページを御覧ください。

申請地は下条で、富士森林組合の北に位置する農地です。精進川の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規です。移転後経営面積は1万793平方メートルになります。

第8項及び別冊航空写真36ページを御覧ください。

申請地は猫沢で、株式会社コバヤシの東に位置する農地になります。猫沢の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規です。移転後経営面積は1万9,487.35平方メートルになります。

第9項及び別冊航空写真37ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田幼稚園の南西に位置する農地です。■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規です。移転後経営面積は4万7,389.09平方メートルになります。

第10項から第24項までは利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。航空写真は38ページに全体を、39ページ以降、各項ごとに位置を示しております。

申請地は山宮スポーツ広場の東に位置する農地で全58筆、計3万5,107.67平方メートルになります。静岡市清水区の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、15年新規になります。移転後経営面積は9万5,107.67平方メートルになります。

続きまして、25項及び26項を御覧ください。

こちらにも利用権設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。

別冊航空写真は53ページを御覧ください。

申請地は青木で、富丘小の西に位置する農地です。淀川町の■■■■さんへの貸借権設定で、果樹の栽培、10年新規です。移転後経営面積は6,892平方メートルになります。

第27項及び別冊航空写真54ページを御覧ください。

申請地は杉田で、脳研病院の西に位置する農地です。富士市中野の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、9年11カ月再設定です。移転後経営面積は3万3,415.21平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

この山宮の花木というのは、サカキだね。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第63号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第63号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、11月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和2年10月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時10分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
12 番

会議録署名人
13 番